



覚書

警察庁丙企発第 5号

法務省管総第 219号

平成元年 3月 22日

警察庁長官官房長 森田 雄



法務省入国管理局長 殷野 景



警察庁と法務省は、出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）
の一部を改正する法律案の国会提出に際し、下記のとおり了解する。

記

- 1 法務省は、上陸審査の過程で在留資格認定証明書を回収するものと
し、これが悪用されることのないようにすることを通達等のしかるべき
形式をもって地方入国管理局に徹底するものとする。

- 2 (1) 法務省は、法第13条の2の規定に基づき指定する施設に関し、同条の目的のために常用し又は頻繁に使用するものについては、その施設の所在地を管轄する都道府県警察にあらかじめ通報するよう地方入国管理局に指示するものとする。
- (2) 法務省は、施設の完成後に法第13条の2の規定に基づく指定を予定して行う法務省関係の施設の新設等について、警察庁に事前に十分な時間的余裕をもって連絡するものとする。
- (3) 法務省は、法第13条の2の規定に基づく指定を受けた施設から逃亡した者を知ったとき及び逃亡した者を発見し、収容したときは、直ちにその旨を当該施設の所在地を管轄する都道府県警察に通報するよう地方入国管理局に指示するものとする。
- (4) 法務省は、法第13条の2の規定に基づく指定を受けた施設にとどまる外国人の逃亡を防止するために万全の措置を講ずるよう努めるものとする。
- (5) 上記(1)の通報又は(2)の連絡を受けた警察庁又は都道府県警察は、法第61条の8の規定に基づき、適宜の協力をを行うものとする。

- 3 (1) 法務省は、[REDACTED]の乗員に対して数次乗員上陸許可はしないものとするとともに、警察庁及び法務省が合意する一定の範囲の者について数次乗員上陸許可をする場

合には、その合意に従い、警察庁に事前に協議し、又は事後に通報するものとする。

また、この取扱いを変更する場合には、法務省は事前に十分な時間的余裕をもって警察庁と協議するものとする。

(2) 法務省は、数次乗員上陸許可制度の運用に当たり、以下の事項に留意するものとする。

ア 数次乗員上陸許可を取り消したときは、数次乗員上陸許可書（以下「許可書」という。）を回収するものとし、実施命令又は通達をもってその旨規定すること。

イ 数次乗員上陸許可が失効したときは、許可書を返納すべき旨を許可書に記載すること。

ウ 運用基準に以下の内容を規定すること。

(ア) 許可書の譲渡、貸与等の不正使用を防止するための監督措置が十分と認められる船舶の長又は運送業者の申請についてのみ許可を与えるべきこと。

(イ) 不正使用を行った乗員やこれを黙認し、又は助長するなど悪質な船舶の長及びこれに準ずる者については、その者に係る許可を取り消すものとする。

(3) 法務省は、船舶の長及び運送業者を通じて失効した許可書の回収を行うとともに、上記イ及びウの趣旨を船舶の長及び運送業者に周知せしめて、不正使用の防止を図るものとする。

4 (1) 法務省は、就労資格証明書（以下「証明書」という。）に、以下のアからエまでの事項を明記するものとする。

- ア 証明に係る活動を行い得る期間の終期
- イ 対象者の旅券番号又は外国人登録証番号
- ウ 証明書が所持人との同一性を証明するものではないので、必ず所持人に旅券又は外国人登録証を提示させてその同一性を確認すること。
- エ 証明に係る活動に関する入国許可、在留資格は証明の日以後取消、変更されることがあること。

(2) 法務省は、証明書の交付申請書に証明書の用途についての記載を求めた上で、証明書を発行するものとする。

(3) 法務省は、改正後の出入国管理及び難民認定法の施行後、証明書の売買等の不正使用が看過できない程度に行われる事態を生じたときは、法改正を含め、制度のあり方について見直しを行うものとする。

5 (1) 法第7条第3項及び法第61条の9第3項の関係行政機関の長には警察庁長官が含まれる。

(2) 法第61条の9第2項の出入国管理基本計画に定める事項には、来日外国人の犯罪状況等公共の安全と秩序の維持に関する事項が含

まれること及び法第7条第1項第2号の「法務省令で定める基準」は、出入国管理基本計画を反映したものとする。

6 警察庁及び法務省は、日本人の出国確認の留保の制度について、今後M.R.P読取機の導入状況等、諸般の状況を見極めつつ、旅券法の下の制度との調整をはじめとして多様な角度からの検討を行うこととする一方、当面の措置として、これまでの協力体制の一層の緊密化を図るものとする。

7 法務省は、不法就労を防止するため国民一般の協力を得るべく、法第62条に規定する通報、法第73条の2に規定する罰則等についての広報啓発を充実するとともに、法第73条の2の運用状況にかんがみ、取締りの実効を確保する上で必要があると認められる場合には、過失犯の処罰規定を設けることを含めて同条の見直しを検討するものとする。

8 法務省は、改正法の施行前に本邦に入国している不法就労外国人については、早期にその退去強制等所要の措置を講じ、経過措置の対象となる外国人が減少するよう努めるものとする。

9 (1) 法務省は、法第19条、第70条、第73条、第73条の2、第

77条及び改正法附則第11項その他罰則に関する省令、告示、運用基準等の新設及び改廃については、事前に十分な時間的余裕をもって警察庁と協議するものとする。

(2) 法務省は、受け入れる外国人労働者の範囲によっては、治安に影響のあることとかんがみ、受入れを認める外国人労働者の範囲に関する省令、告示、運用基準等を制定し、又は改廃するときはあらかじめ十分な時間的余裕をもって警察庁と協議するものとする。

10 法務省は、次の事項について、文書をもって地方入国管理局を指導するものとする。

(1) 警察官が法第65条の規定に基づき、不法就労外国人の身柄の引取りを求めたときは、速やかにこれに応ずるよう努めること。

(2) 警察官が法第65条の規定に基づき引き渡した不法就労外国人について、逃亡し、又は不法就労活動を継続するおそれがあると認められるときは、身柄を拘束したまま退去強制の手続を積極的に行うよう努めること。

11 法務省は、次の事項の早期実現に努めるものとする。

(1) 警察官からの入国記録等の照会について夜間でも答え得るシステムの構築

(2) 執務時間外、休日等においても確実に不法就労外国人の身柄の引

取りを行い得る体制の構築

- 12 10および11のほか、警察庁及び法務省は、不法就労外国人の身柄の円滑な引継ぎその他不法就労外国人対策（雇用主、ブローカー等の対策を含む。）については、中央及び地方の各段階において連絡協議の場を設けるなど、緊密な連携を確保すること。
- 13 この度の法改正により、資格外活動について罰則をもって担保する範囲が「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」に限定されることになるが、収入を伴わない活動を行う者の中にも我が国の利益等を害する者があり得るところ、こうした事実が判明した者に対し、法務省は、その事案に応じ、在留期間更新の不許可処分、瑕疵ある行政処分の取消し、法第24条の関係条項の適用による退去強制処分などの諸措置を法律の範囲内で積極的に執るものとする。